

土木工事積算価格算定要領

令和3年10月

整備計画局施設技術管理官

目 次

第1	総則	
1	目的	1
2	適用範囲	1
3	積算価格の構成	1
4	積算価格の算定	2
5	直接工事費	2
6	間接工事費	2
7	一般管理費等	5
8	消費税等相当額	6
第2	直接工事費の積算	
1	材料費の積算	7
2	歩掛	8
3	労務費の積算	8
4	直接経費の積算	11
第3	間接工事費の積算	
3-1	共通仮設費の積算	
1	一般事項	13
2	運搬費	17
3	準備費	17
4	事業損失防止施設費	18
5	安全費	18
6	役務費	19
7	技術管理費	19
8	営繕費	20
9	現場環境改善費	20
3-2	現場管理費の積算	20
3-3	施工箇所が点在する工事の間接工事費の積算	25
第4	一般管理費等の積算	
1	算定方法	27
2	一般管理費等率の補正	27
第5	消費税等相当額の積算	28

第6	設計変更の積算	
1	直接工事費	2 9
2	間接工事費	2 9
3	工事の一時中止に伴う増加費用	2 9
4	一般管理費等	3 6
5	消費税等相当額	3 6
6	落札率	3 6
7	設計変更額の算定方法	3 6
第7	後工事の算定方法について	3 7
第8	端数処理	3 8
第9	特例	3 9

第1 総則

1 目的

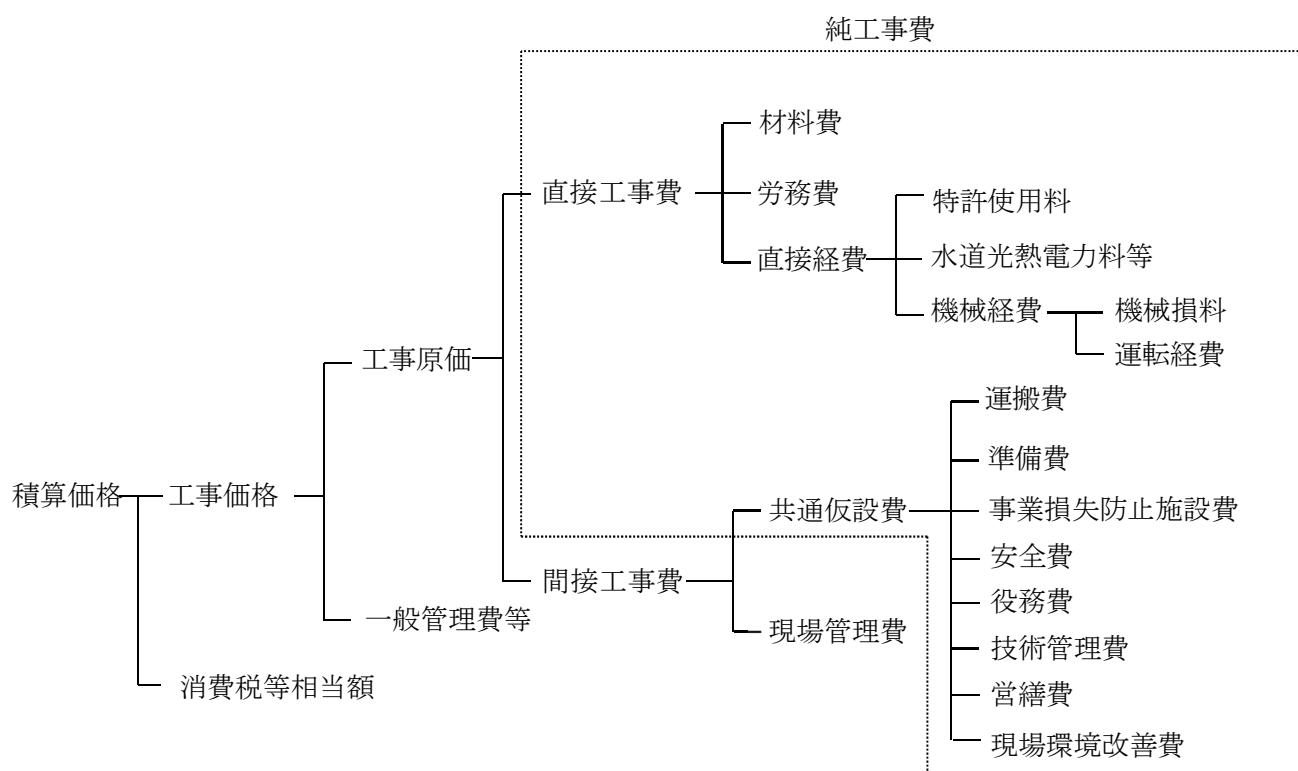
本要領は、建設工事における積算基準について（防整技第7175号。28.3.31）の別紙第1で定める土木工事積算基準の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

本要領は、土木工事の積算価格の算定に適用する。ただし、港湾工事の積算価格の算定は、国土交通省港湾局制定の「港湾土木請負工事積算基準」によるものとする。

3 積算価格の構成

積算価格の構成は、次のとおりとする。



4 積算価格の算定

- (1) 積算価格は、工事の種別、規模、工期、施工場所、環境、他工事との関連等の諸条件を勘案し、設計図書、建設工事請負契約書に基づき適正に算定しなければならない。
- (2) 積算価格の算定に用いる数量等は、本要領によるほか、別冊第2に定める「土木工事標準歩掛」(以下「標準歩掛」という。)の規定によるものとする。

5 直接工事費

直接工事費は、工事の目的物を施工するに当たり、直接必要な費用とし、直接仮設に要する費用を含め、地区又は工事種類により各工事部門を工種及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費から構成される。

(1) 材料費

工事を施工するのに必要な材料の費用

(2) 労務費

工事を施工するのに必要な労務の費用

(3) 直接経費

工事を施工するのに直接必要とする経費とし、次のア～ウによるものとする。

ア 特許使用料

契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用

イ 水道光熱電力料等

工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料及び投棄料等

ウ 機械経費

工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)

6 間接工事費

間接工事費は、各工事部門に対して共通する直接工事費以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。

(1) 共通仮設費

各施工部門に対して共通して使用される費用で、内容は次のとおりとする。

ア 運搬費

(ア) 建設機械器具の運搬等に要する費用

(イ) 現場内における器材の運搬等に要する費用

イ 準備費

(ア) 準備及び後片付けに要する費用

(イ) 調査・測量、丁張等に要する費用

(ウ) 伐開、除根、除草、表土除去、段切り等に要する費用

ウ 事業損失防止施設費

(ア) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用

(イ) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

エ 安全費

(ア) 安全施設等に要する費用

(イ) 安全管理等に要する費用

(ウ) (ア)・(イ)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

オ 役務費

(ア) 土地の借上げ等に要する費用

(イ) 電力、用水等の基本料金

(ウ) (ア)・(イ)に掲げるもののほか工事施工上必要な役務等に要する費用

カ 技術管理費

(ア) 品質管理のための試験等に要する費用

(イ) 出来形管理のための測量等に要する費用

(ウ) 工程管理のための資料の作成等に要する費用

(エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成等に要する費用

キ 営繕費

(ア) 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用

(イ) 労働者宿舍の営繕に要する費用

(ウ) 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用

(エ) 監督官事務所、監督官宿舍等の営繕に要する費用

(オ) 火薬庫、火工品庫の営繕に要する費用

(カ) 労働者の輸送に要する費用

(キ) 工事監督に必要な車両及び舟艇に要する費用

(ク) (ア)～(エ)に係る土地、建物の借上げに要する費用

(ケ) (ア)～(ク)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

ク 現場環境改善費

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に要する費用

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たって工事現場を管理又は経営するために必要な経費とし、その項目及び内容は次のとおりとする。

ア 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- (ア) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (ウ) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- イ 安全訓練等に要する費用
 - 現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
- ウ 租税公課
 - 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
- エ 保険料
 - 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険及びその他の損害保険の保険料
- オ 従業員給料手当
 - 現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
- カ 退職金
 - 現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
- キ 法定福利費
 - 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- ク 福利厚生費
 - 現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
- ケ 事務用品費
 - 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- コ 通信交通費
 - 通信費、交通費及び旅費
- サ 交際費
 - 現場における来客等の応対に要する費用
- シ 補償費
 - 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。
- ス 外注経費
 - 工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

- セ 工事登録費用
工事实績の登録等に要する費用
- ソ 動力・用水光熱費
現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）
- タ 諸経費動向調査に要する費用
- チ 雑費
アからタまでに属さない諸費用

7 一般管理費等

一般管理費等は、次の一般管理費及び付加利益とする。

(1) 一般管理費

工事の施工に当たる受注者の経営管理と活動に必要な本店及び支店における経費で、その項目及び内容は次のとおりとする。

- ア 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- イ 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- ウ 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- エ 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- オ 福利厚生費
本店及び支店の従業員に関する慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
- カ 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- キ 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- ク 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- ケ 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス等の費用
- コ 調査研究費
技術研究、開発等の費用

- サ 広告宣伝費
広告、公告及び宣伝に要する費用
- シ 交際費
本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用
- ス 寄付金
- セ 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- ソ 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- タ 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- チ 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- ツ 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- テ 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- ト 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- ナ 雑費
電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

(2) 付加利益

工事の施工に当たる受注者が継続して経営するのに必要な費用で、その項目は次のとおりである。

- ア 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- イ 株主配当金
- ウ 役員賞与金（損金算入分を除く。）
- エ 内部留保金
- オ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

8 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第2 直接工事費の積算

1 材料費の積算

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 材料単価

材料単価は、原則として積算時における市場価格とし、消費税等相当分は含まないものとする。

材料単価は物価資料等に記載されているものにあつては、掲載されている実勢価格の平均値を採用するものとする。

なお、平均値の端数処理は、「第8 端数処理」によるものとする。

また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

物価資料等に記載されていないものにあつては、資材価格調査又は見積徴収によるものとする。

見積により材料単価を決定する場合は、次の各号によるものとする。

ア 形状寸法、品質、規格、数量、納入時期、場所及び実勢価格であること等の条件を提示し、依頼するものとする。

イ 原則として3社以上から見積を徴収するものとする。

ウ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均値とする。

ただし、これらによることが適当でない場合には、別途考慮するものとする。

(3) 残材

材料として鉄、非鉄金属製品を使用する場合等において売却処分可能な残材が発生するときは残材の残存価格を算定し、材料費から控除するものとする。ただし、その数量が少量の場合はこの限りでない。

(4) 支給品

官側において購入した資材を支給する場合又は現場発生資材を官側において物品管理法に基づき管理し再使用品として支給する場合の材料単価は、積算時の類似品価格とするが、直接工事費には計上しないものとする。

(5) 夜間工事の材料単価

現場条件により、夜間（20時～6時）の施工を必要とする場合は、生コンクリート、アスファルト混合物、骨材、砕石等について材料単価の夜間割増しを行うことができる。

2 歩掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は、標準歩掛及び物価資料等によるものとする。ただし、標準歩掛によることが不適當・困難であると認められるもの又は標準歩掛及び物価資料等に記載のない歩掛については、他省庁等の歩掛又は見積を用いることができる。

歩掛の見積を用いる場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法については、異常値を除いた平均の歩掛を採用するものとする。

なお、平均の端数処理は、「第8 端数処理」によるものとする。

また、単価等については、「第2 直接工事費の積算 1 材料費の積算 (2)材料単価」によるものとする。

3 労務費の積算

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、標準歩掛によるものとする。

(2) 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価表」(以下「設計労務単価」という。)によるものとする。

(3) 労務歩掛等の増

施工作業が、気象条件及び作業条件等による制約により、能率の低下を余儀なくされると認められる場合、労務歩掛又は労務単価を割増しすることができる。ただし、その場合は、理由を付して整備計画局施設技術管理官に通知するものとする。(下記(4)夜間工事の労務単価及び(5)時間的制約を受ける工事の労務単価に基づき割増しを行うものは、通知を要さない。)

(4) 夜間工事の労務単価

次の各号に掲げる場合は、労務単価の割増しを行うものとする。

ア 通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）を超えて作業を計画する場合は次による。

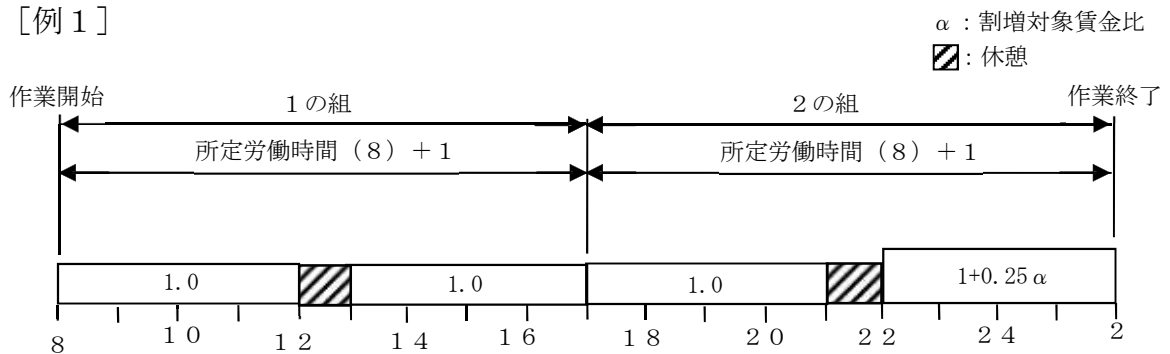
(ア) 深夜時間（２２時～５時）については、時間外割増し（設計労務単価×割増対象賃金比×１.５０）とする。

(イ) (ア) 以外の通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）を超えた時間帯は、時間外割増し（設計労務単価×割増対象賃金比×１.２５）とする。

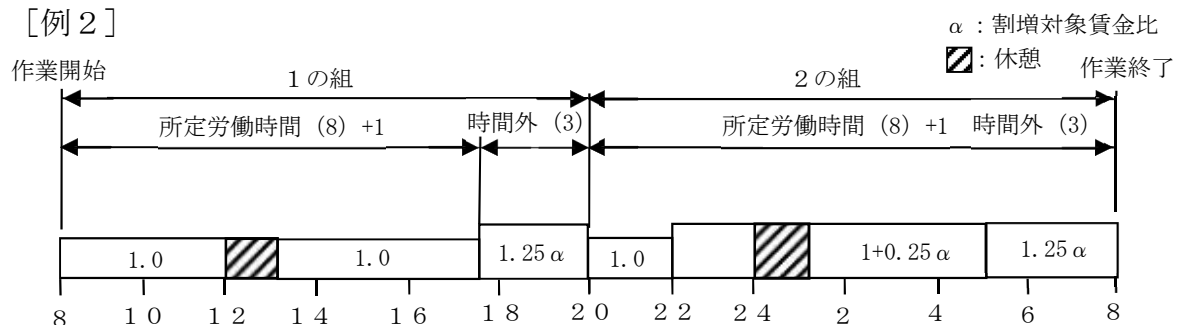
なお、超過勤務４時間を超えるごとに３０分の休憩を見込むものとする。

イ ２交替、３交替を計画する場合は、所定労働時間（８時間）＋休憩時間（１時間）内は、設計労務単価を採用するものとする。ただし、深夜部分（２２時～５時）にかかる場合は、深夜割増賃金（設計労務単価×割増対象賃金比×０.２５）を加算するものとする。〔例１，２〕

〔例１〕



〔例２〕

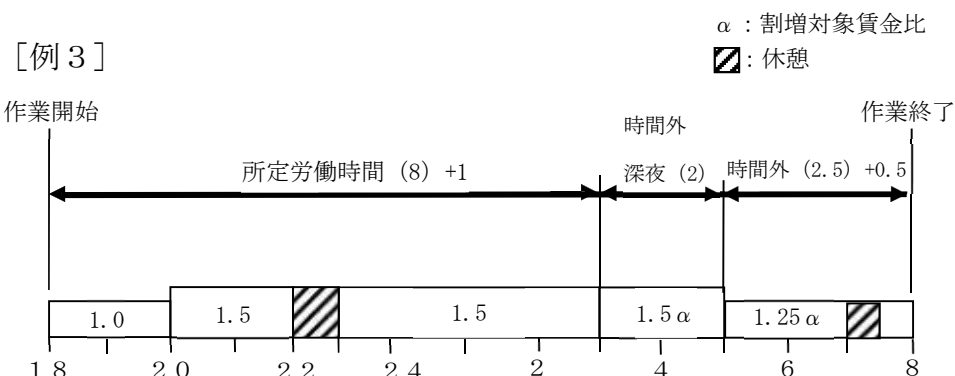


ウ ２交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、前項アの規定により時間外割増賃金を加算するものとする。〔例１，２〕

エ 現場条件により、やむを得ず、勤務すべき時間帯（８時～１７時）をはずして作業を計画する場合は次による。〔例３〕

(ア) 所定労働時間内で １７時～２０時及び６時～８時にかかる時間帯は、基準額とする。

(イ) 所定労働時間内で 20 時～6 時にかかる時間帯は 1.5 を乗ずる。ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、アによる。



(5) 休日作業の労務単価

緊急時等により、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。その内深夜部分(22 時～5 時)にかかる時間帯は、深夜割増(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。

法定休日とは、使用者が定める週 1 回、もしくは 4 週間のうちに 4 日の休日とする。

(6) 時間的制約を受ける工事の労務単価

陸上工事において飛行場の運行時間帯、交通量の多い時間帯、通勤・通学の時間帯、周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯により、継続的に時間的制約を受け通常の作業時間を確保することができない場合は、労務単価の補正割増しを行うものとする。

時間的制約を受ける工事の労務単価の補正割増しは、次の方法により行うものとする。

ア 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（標準拘束時間は 9 時間とする。）

作業時間＝拘束時間－1 時間（休憩時間）（標準作業時間は 8 時間とする。）

イ 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が 7 時間/日を越え 7.5 時間/日以下をいう。「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が 4 時間/日以上 7 時間/日以下をいう。

ウ 労務単価の補正割増し

労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

(ア) 通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）内において、作業時間に制約を受ける場合の割増し労務単価

割増し労務単価 = 設計労務単価 × 補正割増し係数

(イ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）を外して作業を行う場合の割増し労務単価

割増し労務単価 = (設計労務単価 + 割増し賃金) × 補正割増し係数

(ウ) 割増し労務単価に、他の特殊割増しを合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

(エ) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

注) 時間的制約を受ける工事の工期設定に当たっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

4 直接経費の積算

(1) 特許使用料

工事の施工において必要な特許使用料の算定については、次のとおりとする。ただし、これにより難い場合は別途考慮するものとする。

ア 特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、かつ設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

イ 特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

共有特許工法を使用する場合は、実施契約に基づく民間企業が有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置については、特許使用料が含まれている場合があるので留意するものとする。

(2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、当該地区の水道事業者、電気事業者の供給規定に基づく使用料を計上する。

(3) 機械経費

機械経費は、建設機械等経費及び建設用仮設材経費の積算等について（防整技第7179号。28. 3. 31）の規定に基づき、算定する。

第3 間接工事費の積算

3-1 共通仮設費の積算

1 一般事項

(1) 工種区分

工種区分は、表-1によるものとする。

ア 工種区分は、工種内容によって適切に選定するものとする。

イ 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

なお、「主たる工種」とは、当該対象額（機器類購入費、支給品費、工場製作費及び専門工事費を含めた対象額）の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断し難い場合は直接工事費で判断することができる。

表-1 工種区分

工 種 区 分		工 種 内 容
工種 番号	工 種 の名称	
1	舗装工事	飛行場基本施設、道路、駐車場等に関する舗装の新設、改修工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルトコンクリート舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工及びこれらに類する工事
2	上下水道 工事	上水道工事(管布設工を除く。)にあつて、次に掲げる工事 凝集池、沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒槽等の浄水施設工事及びこれに類する工事 下水道工事(管布設工を除く。)にあつて、次に掲げる工事 浄化槽(F R P製浄化槽を除く。)工事、廃油処理装置工事、特殊廃液処理装置工事及びこれらに類する工事、さく井工事
3	貯油槽 工事	貯油槽工事にあつて、次に掲げる工事 覆土式燃料タンク工事及び地中式燃料タンク工事（土工事、基礎工事、防油堤工事等の付帯工事を含む。）
4	環境整備 工事	環境整備工事にあつて、次に掲げる工事 植樹工、張芝工、外柵工、運動施設工(プールを除く。)、遊戯施設工及びこれらに類する工事

工 種 区 分		工 種 内 容
工種 番号	工 種 の名称	
5	鋼構造物 工事	鋼構造物工事にあつて、次に掲げる工事 地上式燃料タンク工事（土工事、基礎工事、防油堤工事等の付帯工事を含む。）、鋼橋工事、鋼製水槽工事、鋼製高架水槽工事（土工事、基礎工事等の付帯工事を含む。）及びこれらに類する工事
6	一般土木 工事	1～5に掲げるもの以外の工事 敷地造成工、給排水管布設工、コンクリート構造物工、切盛土工、杭基礎工、水槽工（コンクリート製プールを含む。）、構造物取りこわし工、飛行場灯火用ケーブル管布設工、モルタル吹付・コンクリート吹付工、ブロック積・ブロック張工及びこれらに類する工事

（２）算定方法

共通仮設費の算定は、積上げ計算による算定または率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

ア 率計算による部分

率計算による共通仮設費は、次式により算定した額とする。

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率（K_r）×補正係数

対象額（P）＝直接工事費＋事業損失防止施設費

＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋準備費に含まれる処分費

（ア）下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、簡易組立式橋梁、ポンプ等機器類及び大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費
- b 上記 a を支給する場合の支給品費
- c 鋼製貯槽、鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価
- d 専門工事費

なお、専門工事とは、専門工事業者から施工費の見積を得て、当該見積の内容に間接工事費的要素を一括して含む工事をいう。

（イ）支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

（ウ）共通仮設費率は、表－２によるものとする。

なお、補正係数を乗じる場合は、K_rの端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第３位を四捨五入して小数点第２位止めとする。

表一 2 共通仮設費率

工 種 番 号	対 象 額	600 万円 以下	600 万円を超え 20 億円以 下		20 億円を 超えるもの
	適用区分	下記の率 とする。	(エ)の算定式より算出され た率とする。ただし、変数値 は下記による。		下記の率 とする。
	工種の名称		A	b	
1	舗 装 工 事	11.55%	55.2	-0.1002	6.46%

工 種 番 号	対 象 額	1,000 万 円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分	下記の率 とする。	(エ)の算定式より算出され た率とする。ただし、変数値 は下記による。		下記の率 とする。
	工種の名称		A	b	
2	上下水道工事	4.34%	7.6	-0.0347	3.61%

工 種 番 号	対 象 額	1,000 万 円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分	下記の率 とする。	(エ)の算定式より算出され た率とする。ただし、変数値 は下記による。		下記の率 とする。
	工種の名称		A	b	
3	貯 油 槽 工 事	15.85%	208.3	-0.1598	6.80%

工 種 番 号	対 象 額	600 万円 以下	600 万円を超え 10 億円以 下		10 億円を 超えるもの
	適用区分	下記の率 とする。	(エ)の算定式より算出され た率とする。ただし、変数値 は下記による。		下記の率 とする。
	工種の名称		A	b	
4	環境整備工事	5.91%	26.5	-0.0961	3.62%
5	鋼構造物工事	15.07%	364.3	-0.2041	5.30%
6	一般土木工事	14.53%	95.0	-0.1203	7.85%

(エ) 算定式

$$K_r = A \times P^b$$

K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A, b : 変数値

注) K_r の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点第 2 位止めとする。

(オ) 施工地域、工事場所等による共通仮設費率の補正

- a 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正係数は、表— 3 によるものとする。

表— 3 施工地域、工事場所による共通仮設費率の補正係数

施工地域、工事場所区分		補正係数
市街地		1. 2
山間僻地・離島		1. 3
地方部	一般交通等の影響を受ける場合 (車道規制を伴う場合)	1. 2
	一般交通等の影響を受けない場合	1. 0

注) 1 施工地域の区分

市 街 地: 施工地域が人口集中地区 (D I D 地区) 及びこれに準ずる地区の場合をいう。

なお、D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4, 0 0 0 人/km² 以上でその全体が 5, 0 0 0 人以上となっている地域をいう。

山間僻地・離島: 施工地域が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 (昭和 2 7 年政令第 3 6 8 号) 第 1 0 条第 1 項に規定する特地官署及びこれに準ずる地区の場合をいう。

地 方 部: 施工地域が上記以外の地区の場合をいう。

2 地方部における工事場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の
影響を受ける場合

- (a) 工事場所において、一般交通の影響を受ける場合
- (b) 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- (c) 工事場所において、5 0 m 以内に人家等 (民家、商店、ビル等) が連なっている場合

3 施工地域の区分が 2 つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が 2 つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用とする。

- b 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用に係る経費の計上方法については、別冊第 2 「土木工事標準歩掛」の規定による。

イ 積上げ計算による部分

現場条件等を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

2 運搬費

(1) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- ア 質量20t未満の建設機械及び器材等（型枠材、支保材、足場材、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセンタール等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬
- イ 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80t吊以上は、積上げるものとする。）
- ウ 建設機械等（重建設機械を含む。）の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用
- エ 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬。ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算できるものとする。
- オ 重建設機械のうちトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）、ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解、組立及び輸送に要する費用

(2) 積上げ計算による運搬費

- ア 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。
建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。
- イ 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
運搬中の本体賃料、損料、分解及び組立時の本体賃料を含む。ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）、ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）は除く。
- ウ 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費。ただし、敷鉄板については、標準歩掛（敷鉄板設置撤去工）で積上げた敷鉄板を対象とする。
- エ 鋼桁、PC桁、門扉等工場製作品、支給品及び現場発生品の運搬費（直接工事費に計上）

3 準備費

(1) 共通仮設費率に含まれる準備費

- ア 準備及び後片付けに要する費用
 - （ア）着手時の準備費用
 - （イ）施工期間中における準備、後片付け費用
 - （ウ）完成時の後片付け費用
- イ 調査・測量、丁張等に要する費用
 - （ア）工事着手前の基準測量等の費用
 - （イ）縦・横断面図、深淺図の照査等の費用

(ウ) 用地杭等の仮移設等の費用

(エ) 丁張の設置等の費用

ウ 準備として行う以下に要する費用

(ア) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）

(イ) 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）

(2) 積上げ計算による準備費

ア 伐開、除根、表土除去等に伴い発生する建設廃棄物等を工事現場外への搬出及び処分に要する費用

イ その他、現場条件等により積上げを要する費用

4 事業損失防止施設費

(1) 積上げ計算による事業損失防止施設費

ア 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用

イ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

5 安全費

(1) 共通仮設費率に含まれる安全費

ア 工事区域内全般の安全管理上の監視、連絡等に要する費用

イ 不稼働日の保安要員等に要する費用

ウ 安全用品等に要する費用

エ 安全委員会等に要する費用

オ 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

カ 酸素欠乏症の予防に要する費用

キ 粉塵作業の予防に要する費用（トンネル工事で必要な対策費用は除く。）

ク 夜間作業を行う場合における照明に要する費用

(2) 積上げ計算による安全費

ア 水雷等の存在する危険区域における地中及び海中の危険物等の撤去に要する費用

イ 高圧作業の予防に要する費用

ウ 警備員に要する費用

- エ 飛行場舗装工事等で夜間作業を行う場合における照明に要する費用
- オ その他、現場条件等により積上げを要する費用

6 役務費

(1) 積上げ計算による役務費

- ア 土地の借上げ等に要する費用
- イ 電気基本料金
料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、電気事業者の「供給規定」により積算するものとする。
- ウ 用水等の基本料金
- エ 電力設備用工事負担金

7 技術管理費

(1) 共通仮設費率に含まれる技術管理費

- ア 品質管理基準（必須・その他）に記載されている試験に要する費用
- イ 出来形管理のための測量、図面作成及び写真管理に要する費用
- ウ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- エ 建設材料の品質記録保存に要する費用
- オ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- カ コンクリートの単位水量測定、テストハンマーによる強度推定調査等に要する費用
- キ 塗装膜厚施工管理に要する費用
- ク 工程、出来形、品質管理の解析及び整理に要する費用
- ケ 施工管理で使用するOA機器の費用
- コ PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- サ 品質証明に要する費用
- シ 工事完成図書類の作成に要する費用

(2) 積上げ計算による技術管理費

- ア 品質管理基準に記載されている項目以外の特別な品質管理に要する費用
 - イ 施工合理化調査等に要する費用
 - ウ 試験盛土等の工事に要する費用
 - エ 建設工事標準図等活用発注における調査及び詳細図等作成に要する費用
 - オ ICT建設機械に要する以下の費用
 - (ア) 保守点検
 - (イ) システム初期費
 - (ウ) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
- なお、システム初期費については1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。
- カ その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

8 営繕費

(1) 共通仮設費率に含まれる営繕費

- ア 現場事務所、試験室等の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- イ 労働者宿舍の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- ウ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- エ ア～ウに係る土地、建物の借上げに要する費用
- オ 労働者の陸上輸送に要する費用

(2) 積上げ計算による営繕費

- ア 監督官事務所の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- イ 火薬庫、火工品庫の営繕（設置、撤去、維持、補修）に要する費用
- ウ 工事監督に必要な車両及び舟艇に要する費用
- エ アに係る事務補助員の雇用に要する費用
- オ その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

9 現場環境改善費

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行う場合にその現場環境改善費を計上するものとする。

3-2 現場管理費の積算

(1) 工種区分

工種区分は、「3-1 共通仮設費の積算 1 一般事項 (1) 工種区分」によるものとする。

(2) 算定方法

現場管理費は、積上げ計算による算定または次式により算定した額とする。

現場管理費＝対象純工事費（N p）×（（現場管理費率（J o）×補正係数）＋補正值）

対象純工事費（N p）＝純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

純工事費＝直接工事費＋共通仮設費

ア 鋼製貯槽、鋼桁等の工場製作に係る費用のうちの工場原価は対象純工事費に含めない。

イ 専門工事費は対象純工事費に含めない。

なお、専門工事とは、専門工事業から施工費の見積を得て、当該見積の内容に間接工事費的要素を一括して含む工事をいう。

ウ 建設工事標準図等発注における、調査及び詳細図等作成に要する費用は対象純工事費に含めない。

エ 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、対象純工事費に含まれる。

オ 現場管理費率は、表-5によるものとする。

なお、補正係数を乗じる場合は、J oの端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位止めとする。

表―5 現場管理費率

工 種 番 号	対象純工事費	700 万円 以下	700 万円を超え 20 億円以 下		20 億円を 超えるもの
	適用区分	下記の率 とする。	エの算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率 とする。
	工種の名称		a	b	
1	舗 装 工 事	43.37%	276.8	-0.1176	22.30%

工 種 番 号	対象純工事費	1,000 万円 以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分	下 記 の 率 とする。	エの算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率 とする。
	工種の名称		a	b	
2	上 下 水 道 工 事	35.83%	57.0	-0.0288	30.76%

工 種 番 号	対象純工事費	1,000 万円 以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分	下 記 の 率 とする。	エの算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率 とする。
	工種の名称		a	b	
3	貯 油 槽 工 事	40.82%	113.6	-0.0635	29.16%

工 種 番 号	対象純工事費	700 万円 以下	700 万円を超え 10 億円以 下		10 億円を 超えるもの
	適用区 分	下記の率 とする。	エの算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率 とする。
	工種の名称		a	b	
4	環境整備工事	47.64%	424.7	-0.1388	23.93%
5	鋼構造物工事	44.59%	127.8	-0.0668	32.01%
6	一般土木工事	40.09%	125.5	-0.0724	27.99%

カ 算定式

$$J_o = a \times N_p^b$$

J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 対象純工事費 (円)

a, b : 変数値

注) J_o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点第 2 位止めとする。

キ 処分費等の取扱い

処分費等とは、次のものとし、処分費等を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は表－6 によるものとする。

(ア) 処分費 (再資源化施設の受入費を含む。)

(イ) 上下水道料金

(ウ) 有料道路料金

表－6

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」に占める割合が 3 % 以下でかつ処分費等が 3 千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」に占める割合が 3 % を超える場合又は処分費等が 3 千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」に占める割合の 3 % とし、3 % を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」に占める割合の 3 % とし、3 % を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」に占める割合の 3 % とし、3 % を越える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は 3 千万円を上限とする。

注) 処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費等に含まれる処分費は伐開、除根、表土除去等に伴うものである。

ク 現場管理費率の補正

(ア) 施工地域、工事場所による補正

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正係数は、表― 7 によるものとする。

表― 7 施工地域、工事場所による現場管理費率の補正係数

施工地域、工事場所区分		補正係数
市街地		1. 1
山間僻地・離島		1. 0
地方部	一般交通等の影響を受ける場合 (車道規制を伴う場合)	1. 1
	一般交通等の影響を受けない場合	1. 0

注) 施工地域の区分等は、「3― 1 共通仮設費の積算 1 一般事項 (2) 算定方法 ア 率計算による部分 (オ) 施工地域、工事場所による共通仮設費率の補正 注) a～ c」によるものとする。なお、適用条件の複数に該当する場合は、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用する。

(イ) 施工時期、工事期間等による補正

施工時期、工事期間等を考慮して、表― 5 の現場管理費率を 2 % の範囲内で適切に補正することができる。ただし、重複する場合は、最高 2 % とする。

a 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

(a) 積雪寒冷地域の範囲

国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和 24 年法律第 200 号)

第 1 条に規定する寒冷地手当を支給する地域

(b) 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪作業等は適用しない。

(c) 現場管理費率の補正值は次によるものとする。

補正值 (%) = 冬期率 × 補正係数 (表― 8― 2)

冬期率 = 表― 8― 1 中の期間における工事期間 / 工期

ただし、工期については、実際に工事を施行するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含み、他工事により施工不能な期間を除く実工事期間とする。

表―８―１ 積雪寒冷地域の施工期間

施 工 期 間	適 用 地 域	備 考
１１月１日～３月３１日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を１１月中の降雪が５日以上あることとした。
１２月１日～３月３１日	上 記 以 外 の 地 域	

表―８―２ 補正係数

積雪寒冷地域の区分	補 正 係 数
１ 級 地	１．８０％
２ 級 地	１．６０％
３ 級 地	１．４０％
４ 級 地	１．２０％

- 注) １ 冬期率は小数点以下３位を四捨五入して小数点第２位止めとする。
 ２ 補正值は小数点以下３位を四捨五入して小数点第２位止めとする。
 ３ 施工地域が２つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

b 緊急工事の場合

緊急工事は２％補正する。

なお、緊急工事とは、緊急を要する工事で昼夜間連続作業が前提となる工事をいう。

c ICT工事の場合

３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用に係る経費の計上方法については、別冊第２「土木工事標準歩掛」の規定による。

d 熱中症対策による補正

熱中症対策に係る現場労務者等の安全に関する項目（（b）参照）に対する費用として、工期中の日最高気温の状況に応じて現場管理費の補正值を算出し、現場管理費率に必要なに応じて加算するものとする。

$$\text{補正值（％）注）１} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 注）２}$$

注) １ 補正值（％）は小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

２ 真夏日補正係数：１．２

(a) 計測・真夏日率算出方法について

(i) 真夏日の計測方法

下記の①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

なお、①～③によりがたい場合は、監督官と協議するものとする。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25 度(℃)以上の場合。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30 度(℃)以上の場合。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30 度(℃)以上の場合。

(ii) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

(iii) 基準日について

契約後、受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

(iv) 真夏日率算出方法

次式により真夏日率を算出するものとする。

真夏日率 注) 1 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期 注) 2

注) 1 真夏日率は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2 工期は工事着手から工事完成日までの期間をさす。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(b) 熱中症対策に係る現場労務者等の安全に関する項目

避暑用休憩所、休息車設置、クーラーボックス、給水器設置、ミネラル分配布等

3-3 施工箇所が点在する工事の間接工事費の積算

1 施工箇所が、複数の駐屯地等に点在する工事を一括して発注する場合においては、共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの駐屯地等の工事（以下「対象地区」という。）ごとに算定する。

2 共通仮設費率及び現場管理費率は、対象地区ごとの共通仮設費対象額に対応する共通仮設費率、対象純工事費に対応する現場管理費率とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域、工事場所等）について

は、対象地区ごとに設定する。

3 積上げによる共通仮設費は、対象地区ごとに計上する。

第4 一般管理費等の積算

1 算定方法

一般管理費等は、次式により算定した額とする。

一般管理費等＝工事原価（ C_p ）×（（一般管理費等率（ G_p ）×補正係数）＋補正值）

工事原価（ C_p ）＝純工事費＋現場管理費

（1）一般管理費等率は、表－9によるものとする。

表－9 一般管理費等率
(前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合)

工事原価	500万円以下	500万円を超え 30億円以下	30億円を 超えるもの
一般管理費等率	22.72%	(2)により 算出された率	7.47%

（2）算定式

$$G_p = -5.48972 \times \log(C_p) + 59.4977$$

G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（円）

注) G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位止めとする。

2 一般管理費等率の補正

前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

（1）前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表－10の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表－10 補正係数

前払金支出 割合区分	0%以上 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

注) 表－9で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位止めとする。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

契約保証費を計上する場合の一般管理費等率は、前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、契約保証の方法に応じた補正值を加算したものとする。

なお、契約保証に係る補正值は、契約の保証に必要な費用の積算について（防整技第7391号。28. 4. 1）によるものとする。

(3) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、工事原価に含めないものとする。

(4) 建設工事標準図等発注における、調査及び詳細図等作成に要する費用は一般管理費等の対象としない。

第5 消費税等相当額の積算

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第6 設計変更の積算

1 直接工事費

(1) 材料費の積算

ア 数量

数量は、別に定める「土木工事数量調書作成の手引」に基づき算出するものとする。

イ 材料単価

材料単価は、原則として現に施工中の工事（以下「原工事」という。）の積算時における単価とする。ただし、原工事において使用していない材料を新たに使用する場合で原工事に類似した品目が無い場合は、時価とする。

(2) 労務費の積算

労務単価は、原則として原工事の積算時における単価とする。ただし、原工事において使用していない職種を新たに使用の場合は、時価とする。

(3) 直接経費の積算

ア 特許使用料

特許工法を新たに使用の場合は、時価で積算するものとする。

イ 水道光熱電力料等

水道光熱電力料等は、原則として原工事の積算時における単価とする。ただし、原工事において使用していないものについては、時価とする。

ウ 機械経費

機械経費は、原則として原工事の積算時における単価とする。ただし、原工事において使用していない機械については、時価とする。

2 間接工事費

(1) 数量の増減に伴う変更の場合

ア 共通仮設費

(ア) 率計算により積算されたもの

率計算により積算されたものは、原工事と同じ方法で算出するものとする。

ただし、数量の増減等により主たる工種が変わっても原工事の工種とする。

(イ) 積上げ計算により積算されたもの

積上げ計算により積算されたものは、必要に応じ増・減額する。

イ 現場管理費

設計変更における現場管理費は、原工事と同じ方法で算出するものとする。ただし、数量の増減等により主たる工種が変わっても原工事の工種とする。

3 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用

工事の一時中止に伴う増加費用とは、建設工事請負契約書第21条第3項、第23条第2項及び第24条第2項に規定する増加費用（損害費用含む。以下「増加費用」

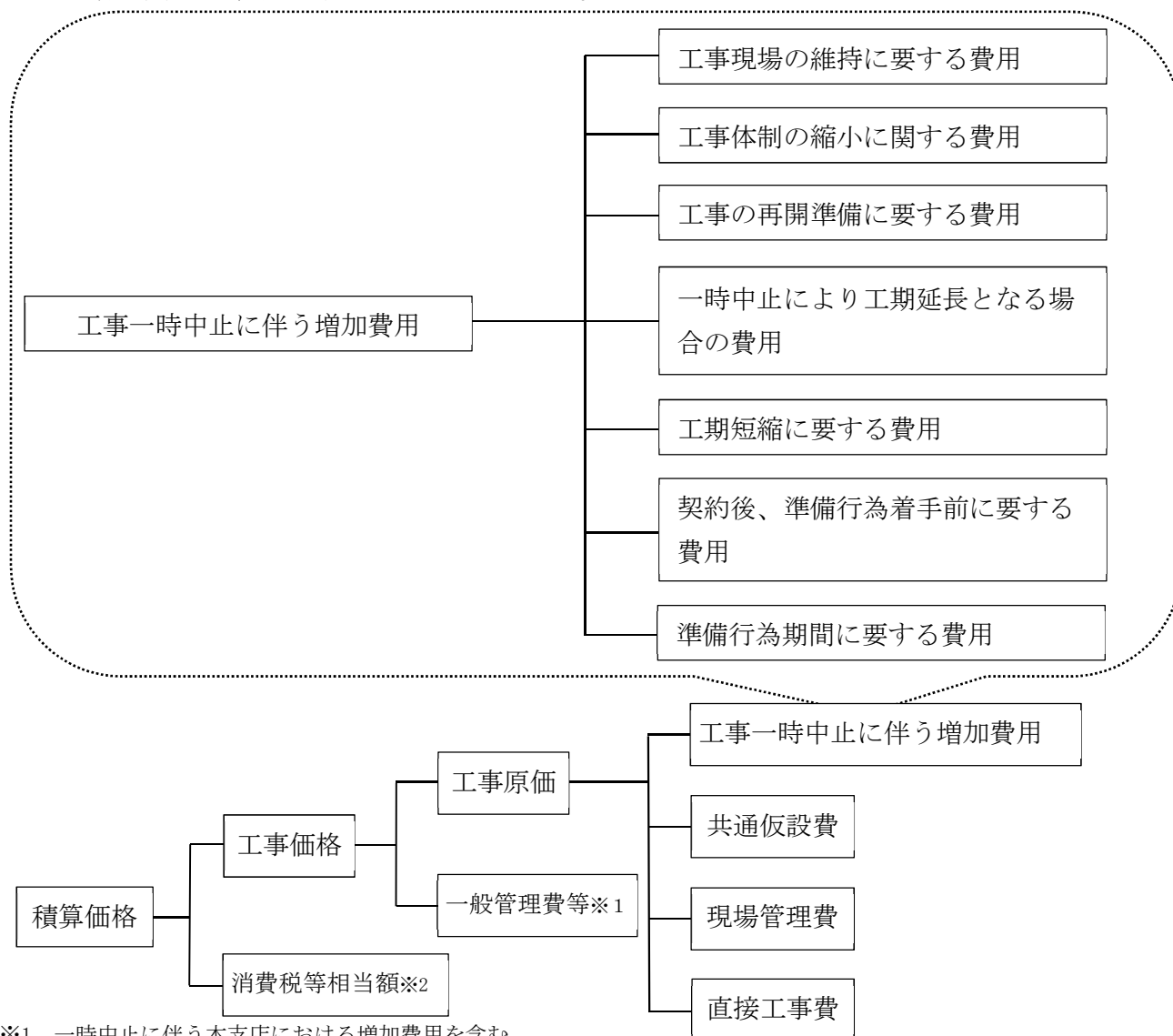
という。)をいう。

(2) 対象工事

発注者が増加費用を負担する工事は、予測し難い理由により、施工途中にある工事を発注者が工事の一時中止(部分中止により工期が延長となった場合を含む。)を通知したことにより、増加費用が必要と認められた工事とする。

(3) 増加費用の範囲

増加費用の範囲は、次のとおりとする。



※1 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

※2 一時中止に伴う消費税等相当額における増加費用を含む

(4) 増加費用の取扱い

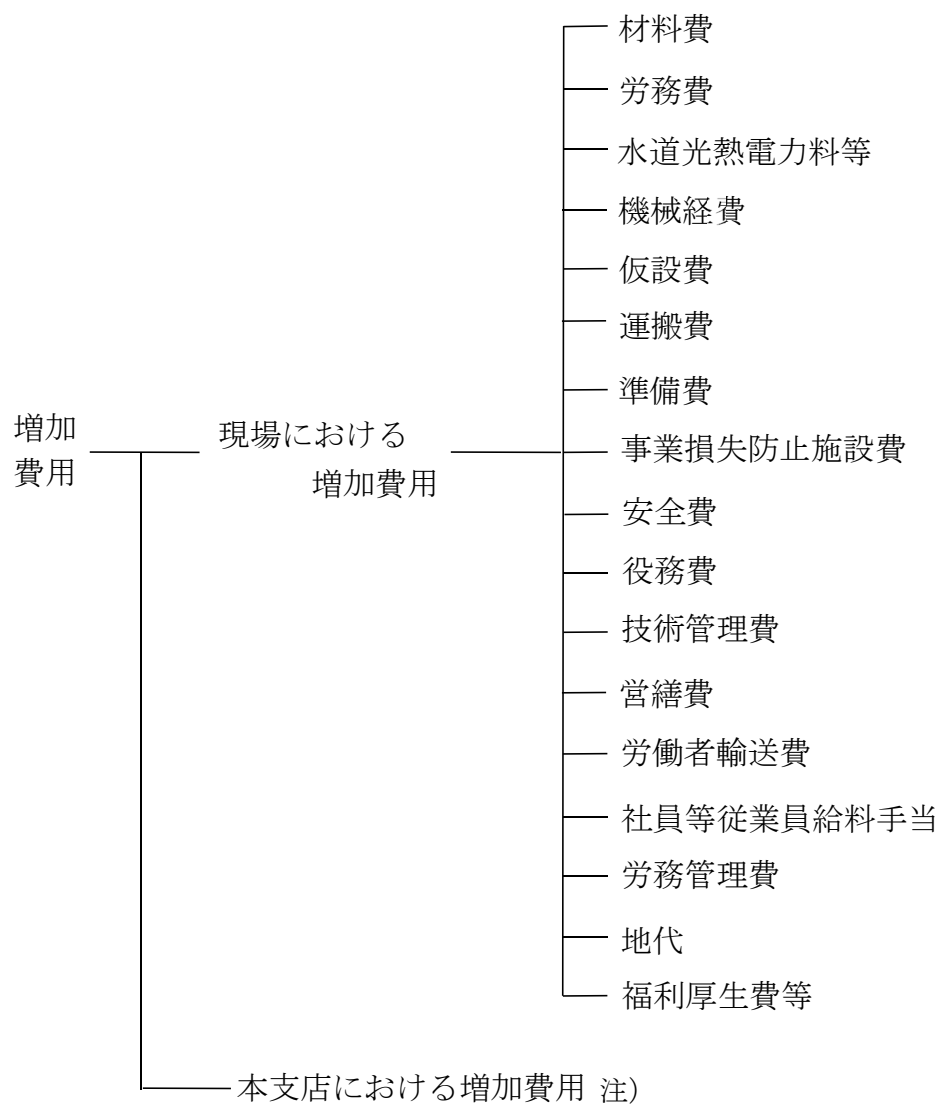
増加費用に係る請負代金額の変更契約の内訳書においては、「工事一時中止に伴う増加費用」として、工事原価に含め一般管理費等の対象とし、原契約の工事費とは別の項目として計上するものとする。

なお、落札率は、第6の6「落札率」と同様に考慮する。

(5) 増加費用の費目と内容

ア 増加費用の構成費目

増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



注) 本支店における増加費用は、一般管理費等を含む。

イ 現場における増加費用

(ア) 材料費

a 材料の保管費用

工事を中止したため原工事の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

b 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したため、原工事の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

c 直接工事費に計上された材料の損料等

原工事において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

(イ) 労務費

a 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。ただし、作業員を確保しておくべき特別の事情がある場合、受注者との協議により工事現場に労働者を常駐させた費用

b 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のため、受注者との協議により工事現場に常駐させた、特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と従事した職種の単価差額の費用

c 水道光熱電力料等

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、又は受注者との協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(ウ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち原工事に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

(a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）

(b) 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

(エ) 仮設費

a 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等に認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

b 新たに必要となった工事現場の維持等に係る費用

原工事には計上されていないが、一時中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し又は受注者との協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

c 工期延期により追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

(オ) 運搬費

a 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が原工事に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

b 大型機械類等の現場内運搬

原工事に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し又は受注者との協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

(カ) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労働者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示し又は受注者との協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

(キ) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

(ク) 安全費

a 既存の安全設備に係る費用

一時中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

b 新たな工事現場の維持等に要する安全費

原工事には計上されていないが、一時中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し又は受注者との協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

(ケ) 役務費

a プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認めら

れるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

b 電力・水道等の基本料

原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

(コ) 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で原工事において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、事業損失防止施設費に準じて積算した費用

(サ) 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち原工事において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用

(シ) 労働者輸送費

原工事が、営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において受注者との協議により工事現場に常駐する労働者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労働者を一括通勤させる場合の通勤費用

(ス) 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために受注者との協議により定めた次の費用

- a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- b 中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- c 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- d 工事延期により追加で生じる従業員に支給する給与手当の費用

(セ) 労務管理費

- a 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労働者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労働者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用

なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（通勤者も含む。）

以下「専従的労働者」という。)とする。

b 解雇・休業手当を払う場合の費用

受注者との協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用

(ソ) 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

(タ) 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

ウ 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

エ 材料等の価格等の取扱い

増加費用の各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

(6) 増加費用の算出

一時中止期間によらず、増加費用の算出は、すべて積上げ計算によるものとする。

なお、増加費用の算出にあたっては、建設工事の一時中止に係る事務処理要領について(防整技第14600号。令和3年8月26日)によるものとする。

4 一般管理費等

設計変更における一般管理費等は、原工事と同じ方法で算出するものとする。ただし、契約保証費を計上する場合にあっては、第4の2「一般管理費等率の補正」による。

5 消費税等相当額

消費税等相当額は、第5「消費税等相当額の積算」によるものとする。

6 落札率

当初請負代金額から消費税相応額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「落札率」という。）の端数処理については、小数点以下第5位を四捨五入して小数点第4位止めとする。

7 設計変更額の算定方法

設計変更積算価格は、次式により算出した設計変更工事価格に消費税等相当額を加算したものとする。

設計変更工事価格＝（設計変更積算額－当初の工事価格）×落札率＋当初の工事価格

第N回設計変更工事価格＝（設計変更積算額－第N－1回の工事価格）×落札率
＋第N－1回の工事価格

注）設計変更積算額とは、第6「設計変更の積算」1～4により算出された額をいう。

第7 後工事の算定方法について

本来、一体とすべき同一工作物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）の積算価格は、工事価格に契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）のうち、当初に契約した工事の落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

なお、後工事の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、前工事と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

第8 端数処理

数値の取扱いについては以下のとおりとし、端数処理を行う場合は、各々に定めのある場合を除き、原則として四捨五入とする。

1 物価資料等に基づく材料単価、市場単価等

- (1) 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は、小数点以下第2位とする。
- (2) (1)の端数処理を行った結果が、物価資料等の掲載価格の有効桁の最終桁と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終桁の位が最も小さい桁の位とする。
- (3) 1つの物価資料等にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。
- (4) (1)の処理をする前の物価資料等掲載価格及び物価資料等掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下3位以降がある場合は小数点以下2位とする。

2 工場製作に係る費用及び専門工事費の見積価格等

端数処理については、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

3 内訳書及び代価表における単価

端数処理については、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

4 歩掛

計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数以下第3位までとする。

5 間接工事費及び一般管理費等

- (1) 率による算定
率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。
- (2) 積上げによる算定
積上げによる算定は、「第8 端数処理1～4」の規定による。

第9 特例

特別な事情により、本要領により難い場合は、あらかじめ整備計画局施設技術管理官と調整の上、実施するものとする。